ハラスメント相談のプロセス

※ ハラスメント等の防止及び解決に関するガイドラインに基づいて作成

相談者（申立人）

相談支援センター

相談・助言
調整、調停、仮の措置、調査請求に関する説明
意思の確認

相談で終了

ハラスメント手続きをしない場合は
この段階で解決することもあります

関係部署等による調整

解決

解決しなかった

ハラスメント手続きをする場合

・相談申込書の記入　・相談記録の作成　・ハラスメント確認書に記入

相談支援センター運営会議で
倫理公平委員会の設置要請が決定

理事長に報告するとともに倫理公平員会の設置を要請

倫 理 公 平 委 員 会

ハラスメント等事案への対応・解決に関する諸手続きと検討が必要な場合は、これを行う組織として
速やかに倫理公平委員会を設置し、迅速かつ適切な解決を図ります

調整

ハラスメント等事案の被害が拡大することを防ぐため、当該事案の当事者に対して解決に向けた働きかけを行います。調整は、ハラスメント等に該当するかどうかの詳細な調査を待たずに行うことができます。

（調整の例）

・行為者とされたものへの注意、警告、指導
・被害救済及び権利回復のための措置
・就学、就労環境全体を改善するための啓発など

調停

当事者同士の話合いにより問題の解決を図るため、当事者間の調整を行います。

（調停の例）

・調停員が立会いの下、申立人と被申立人が話し合いを行うなど

仮の措置

ハラスメント等の被害者を緊急に保護する必要がある場合は、倫理公平委員会の提案により、理事長（仮の措置の対象となった者が学生の場合は「学長」）は、本ガイドラインに掲げる他の方法を待つことなく、緊急の対応を取ります。

（仮の措置の例）

・就業場所の一時変更
・接触の禁止など

調査

ハラスメント等と思われる行為を受けている本人に限り、倫理公平委員会に対してハラスメント等の調査請求をすることができます。調査請求を受けて、倫理公平委員会が調査を行い、事実関係を明らかにします。調査結果に応じて、理事長（措置の対象となった者が学生の場合は「学長」。）が当事者に対して必要な措置を行います。

相談者（申立人）へ結果通知